

## 第3章

### 計画の確実な推進のために

## 3-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、茅ヶ崎市環境審議会をはじめ、環境調整会議、関係課及び環境政策課（事務局）が、相互に連携を図りながら、また必要に応じて広域的連携により、それぞれの役割を果たします。また、市民・事業者・市の三者が連携して取り組みを進めるための体制整備を行います。

### 環境審議会

学識経験者や市民、事業者の参加の下、環境の保全に関して、多方面にわたる専門的知識と広い視野に立った多角的な検討を行い、時代に適した判断を示していく役割を担います。また、廃棄物減量等推進審議会、みどり審議会等、他の審議会との情報共有を図ります。

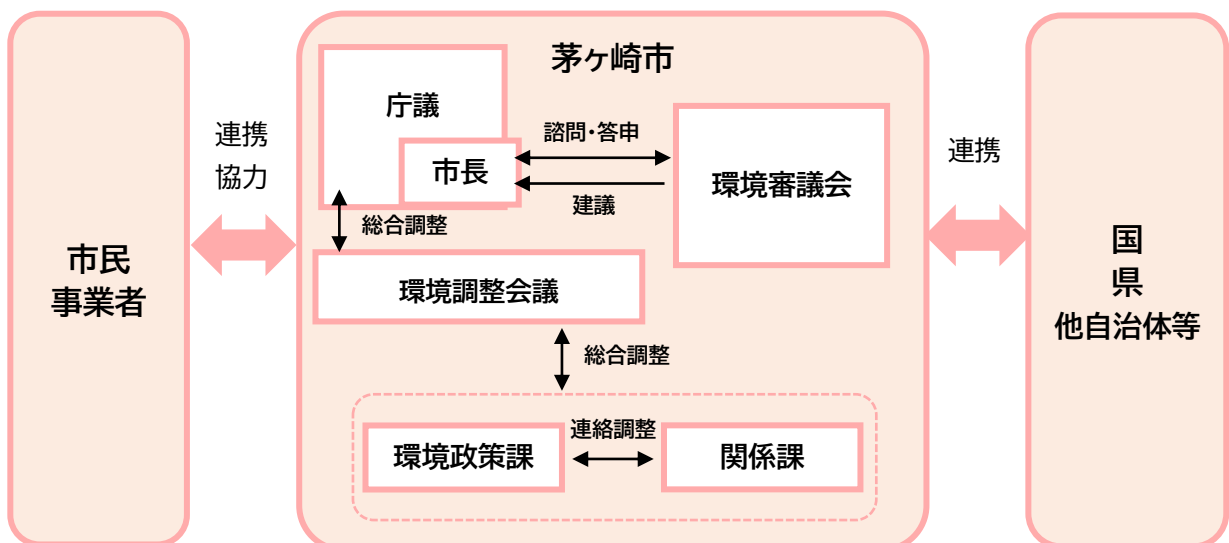
### 環境調整会議

環境の保全に関する市内横断的な組織とし、施策の推進や計画の全体進行管理について、検討及び総合的調整を行う組織としての役割を担います。

### 広域的な連携

気候変動への対応、生物多様性保全のためのみどりの連続性の確保などの広域的な課題の解決については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて周辺自治体、県、国と密接に連携し取り組んでいきます。また、そのために日頃よりこれらの主体と情報を共有し、強固なネットワークの構築を図ります。

#### ◆計画の推進体制◆



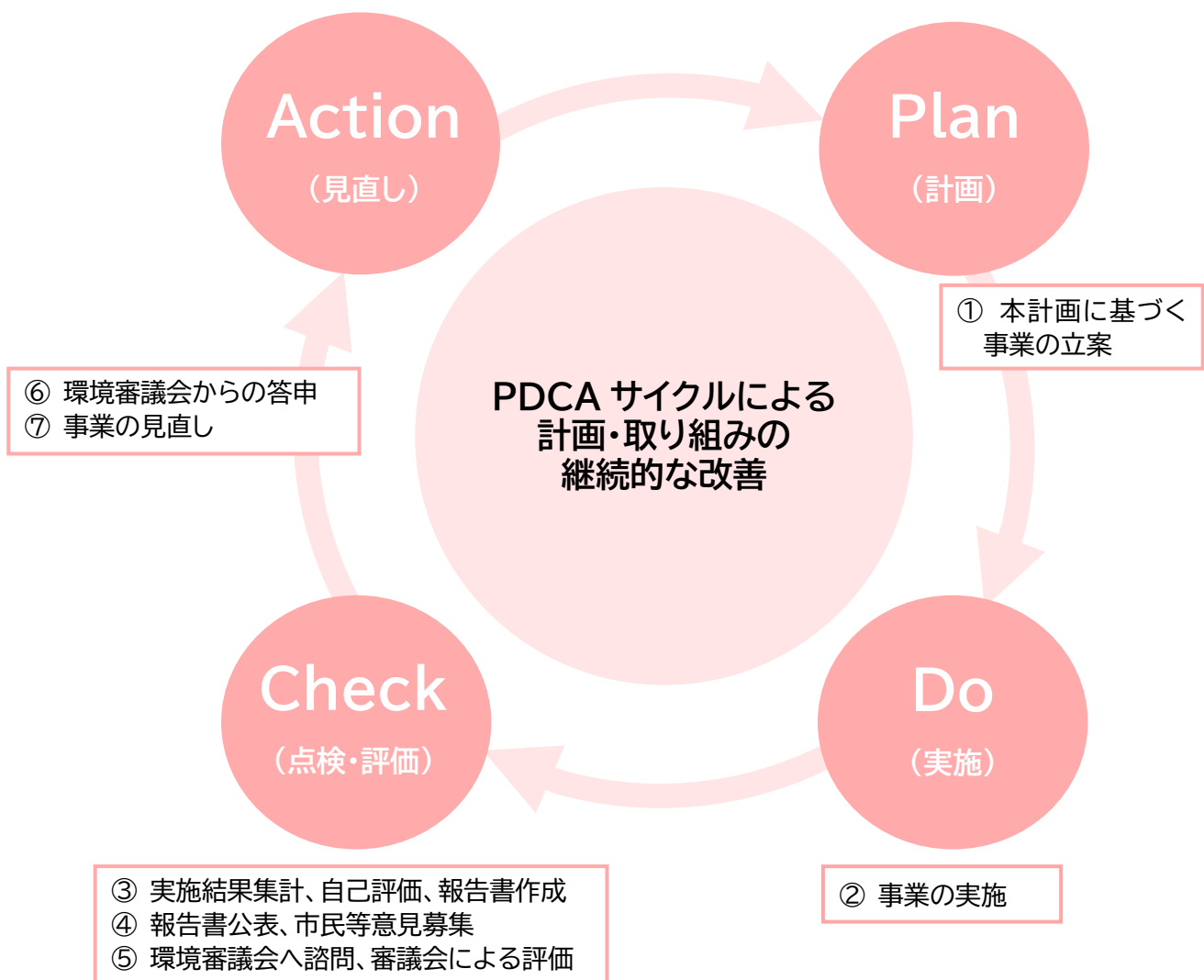
## 3-2 計画の進行管理

### 年度の進行管理

毎年度の進行管理については、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す、PDCA サイクルにより、継続的な改善を図りながら計画を着実に推進していきます。

当該年度の計画の施策の実施状況や政策目標達成に向けた進捗状況については、報告書にとりまとめて公表し、市民意見を募集します。茅ヶ崎市環境審議会は、報告書や市民意見に基づき、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。事務局(環境政策課)は、環境審議会や市民からの意見を踏まえて事業の見直しを検討します。

#### ◆計画の進行管理のイメージ◆



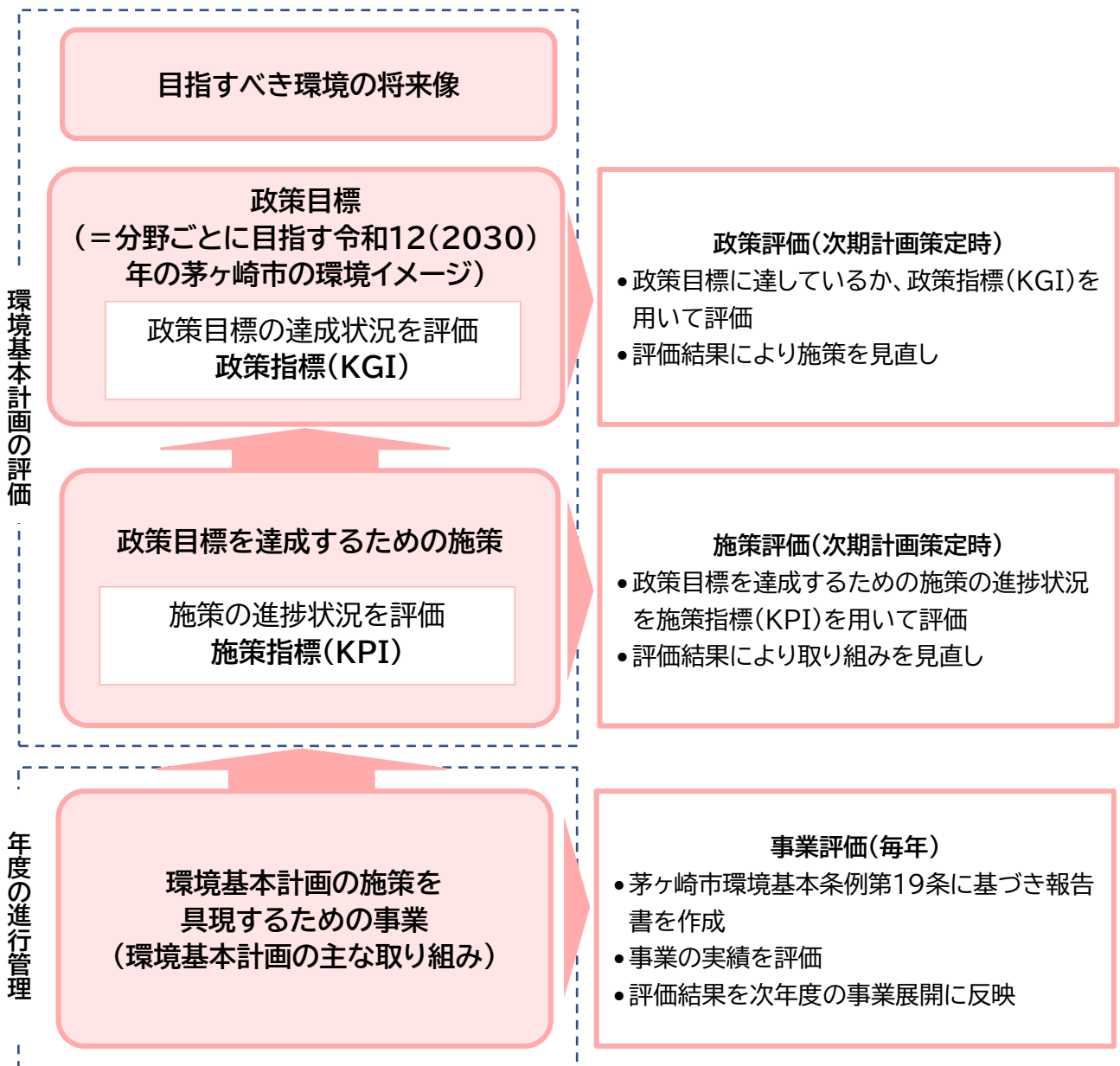
# 計画の評価

## 計画の評価の仕組み

目指すべき環境の将来像の実現に対し、政策目標や施策、あるいは事務事業が論理的につながり、かつどのように寄与しているのかを評価できるように、政策指標(KGI)<sup>※1</sup>及び施策指標(KPI)<sup>※2</sup>を設定し、評価を実施していきます。

政策指標(KGI)及び施策指標(KPI)は、原則として成果指標とし、客観的かつ継続的に測定、評価できるようにします。また、定量的指標に加えて定性的な指標を設定することにより、総合的な評価へと繋げていきます。

### ◆計画の評価の仕組み◆



※1 政策指標 (KGI) : Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標 (KPI) : Key Performance Indicator 最終目標を達成するための過程を計測する中間指標

## 評価の実施方法とスケジュール

計画の評価は、以下のスケジュールに基づき実施していきます。また、国内外の政策動向等の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

### ● 事業評価(毎年)

事業評価は、本計画に基づき立案された個別事業の年度実績、進捗状況进行评估します。

各担当課は、年度当初に環境基本計画の主な取り組みと連動した事業内容、事業実施目標を設定し、年度末に事業の実施内容を自己評価し、事務局(環境政策課)へ報告します。

事務局(環境政策課)は、各担当課からの報告をとりまとめるうえ、市民意見を募集したうえで茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、当該年度における実績、進捗評価を実施し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。

### ● 施策評価(次期計画策定時)

施策評価は、政策目標を達成するための施策の進捗状況进行评估するもので、施策ごとに設定した施策指標(KPI)を用いて、進捗状況进行评估します。

事務局(環境政策課)は、各担当課からの報告、市民アンケート結果などをとりまとめるうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、施策の進捗状況の評価を実施し、実施事業の見直し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。

### ● 政策評価(次期計画策定時)

政策評価は、本計画が掲げる5つの基本目標(分野ごとに目指す令和12(2030)年の茅ヶ崎市の環境イメージ)に達しているかについて、政策指標(KGI)を用いて、進捗状況进行评估します。

事務局(環境政策課)は、実施期間内における施策の実施状況、政策目標の達成状況などをとりまとめるうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告します。

茅ヶ崎市環境審議会は、政策目標の達成状況について審議を行い、施策及び事業の見直し、改善点などについて、意見・提言を行います。

### ◆計画の評価のスケジュール(計画後期)◆

評価項目	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
茅ヶ崎市環境基本計画					期末評価
政策評価				●	
施策評価				●	
事業評価※	●	●	●	●	●
アンケート実施	●			●	
茅ヶ崎市総合計画(実施計画)	実施計画 2030				

※ 茅ヶ崎市環境基本条例第19条により公表する報告書に基づく評価です。

## 計画の中間見直し経過

本計画の中間見直しにあたっては、茅ヶ崎市環境基本条例第9条に基づき、市民、事業者またはこれらの者の組織する民間の団体の意見、茅ヶ崎市環境審議会の意見を聴取しています。

### 市民・事業者意識調査(市民、事業者の皆さまからの意見)

令和6(2024)年1月15日から令和6(2024)年2月15日にかけて、茅ヶ崎市の環境の満足度や課題等について市民・事業者の皆さまにアンケートを実施しました。

調査対象	回収数・回収率
茅ヶ崎市在住の満16歳以上の男女2,000人	有効回収数723、有効回収率36.2%
茅ヶ崎市内の1,000事業所	有効回収数280、有効回収率28.0%

### 脱炭素ちがさき市民会議(市民の皆さまからの意見)

令和6(2024)年度に官学民共同の脱炭素ちがさき市民会議実行委員会が主催となって、「脱炭素で住みよいちがさき」を実現するための方法について話し合いを行い、結果を市民提案として茅ヶ崎市長に提出しました。

### ステークホルダーミーティング(事業者の皆さまからの意見)

令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて、茅ヶ崎市における脱炭素化推進のための課題をステークホルダーの視点から明確化するため、産業・業務・運輸部門に関わる市内事業者の皆さまと意見交換会を開催しました。

### 環境審議会による審議(環境審議会からの意見)

毎年実施される事業評価や令和6(2024)年度に実施した施策評価と同様に、令和7(2025)年度は政策評価と計画見直し素案(案)についても審議会へ諮問し、審議を経て答申をいただきました。

### パブリックコメント

中間見直し計画素案について、令和7(2025)年12月19日から令和8(2026)年1月27日にかけてパブリックコメントを実施し、64件の意見をいただきました。